

横芝光町農業委員会 8 月第 5 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 8 月 5 日(水) 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 3 0 分

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (12 名)

会 長	4 番	伊藤 直樹		
会長職務代理者	7 番	伊藤 仁		
委 員	1 番	市原 裕	2 番	伊藤 由美子
	3 番	土屋 英夫	5 番	椎名 美枝子
	6 番	若梅 直樹	8 番	鈴木 淳
	9 番	實川 和幸	10 番	大木 耕一
	11 番	平山 和浩	12 番	林 政宏

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	行方 大実
主幹兼農政班長	土屋 史治

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

令和 8 年度第 5 次農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和8年8月第5回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに、伊藤会長よりごあいさつ申し上げます。 (伊藤会長あいさつ)
事務局	続きまして、佐藤町長からご挨拶をいただきます。 (佐藤町長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましては、公務のため、ここで退席となりますので、ご了承願います。 本日の総会の出席委員は、全員です。会議規則第6条の規定により、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては伊藤会長に議長をお願いします。
議長	これより議事に入ります。日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 7番 伊藤仁委員、12番 林正宏委員に、お願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の 土屋主幹 を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求める。 令和8年8月5日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 直樹 今回の3条の許可申請は、7件です。 譲受人と譲渡人は資料1ページから2ページに記載のとおりです。 3ページ以降に、申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。 なお、小字については省略させていただきますので、ご了承願います。 1件目の申請地は、二又の畑2筆 計1,052㎡と、同じく田9筆 計6,065㎡、併せて7,117㎡です。位置図は資料の3から6ページです。譲受人が経営規模拡大のため、以前から管理している農地を、町外在住の譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。

	2件目は、新井の田5筆 計10,187㎡です。位置図は資料7、8ページです。農事組合法人である譲受人が、経営規模拡大のため、以前から管理している農地を、県外在住の譲渡人から売買により所有権移転をしようとする申請です。 3件目は、宮川の田4筆 計4,805㎡です。位置図は資料9、10ページになります。譲受人が経営規模拡大のため、譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。 4件目と5件目は、譲受人が同一で、農地も隣接しているため一括でご説明します。4件目は目篠の田1筆 561㎡です。位置図は資料11、12ページです。5件目は目篠の田1筆 389㎡と、畑2筆 591㎡の、併せて980㎡ですが、現況は田となっています。位置図は資料13、14ページです。 いずれも、農事組合法人である譲受人が、経営規模拡大のため、県外在住の譲渡人から、売買により所有権移転をしようとする申請です。 6件目と7件目も、譲受人が同一で、農地も隣接しているため一括でご説明します。6件目は目篠の畑2筆 計531㎡です。位置図は資料15、16ページです。7件目は目篠の畑1筆 483㎡です。位置図は資料17、18ページです。 いずれも、それぞれ4件目と5件目と同一の、農業をしない譲渡人が、以前から管理していた譲受人へ、贈与による所有権移転をしようとする申請です。 以上、議案第1号の説明でございます。
議長	ただいま議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。はじめに1件目の案件について担当委員の説明を求めます。
3番	3番 土屋です。相続したが農業をしない譲渡人から、隣接地を耕作しており、以前から当該農地を管理している譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻と、キャベツやレタスの作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており問題はないと思います。
議長	ありがとうございました。説明が終わりましたので1件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

	(挙手全員) 全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
3 番	3 番 土屋です。相続をしたが後継者がいない譲渡人から、以前から当該農地を管理している農地適格所有法人である譲受人へ、売買により所有権移転しようとする案件です。申請地では水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので2件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
1 1 番	1 1 番 平山です。耕作をしておらず、財産処分をしたい譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので3件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
1 1 番	1 1 番 平山です。相続したが県外に住み農業をしない譲渡人から、経営規模拡大したい農地適格所有法人である譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので4件目の案件についての質疑を許します。

	(質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長 11番	次に、5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。 11番 平山です。相続したが町外に住み農業をしない譲渡人から、経営規模拡大したい農地適格所有法人である譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので5件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、5件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長 11番	次に、6件目の案件について、担当委員の説明を求めます。 11番 平山です。相続したが県外に住み農業をしない譲渡人から、経営規模拡大したい譲受人へ、贈与により所有権移転をしようとする申請です。申請地ではネギの作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので6件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、6件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長 11番	次に、7件目の案件について、担当委員の説明を求めます。 11番 平山です。相続したが町外に住み農業をしない譲渡人から、経営規模拡大したい譲受人へ、贈与により所有権移転をしようとする申請で

議長	す。申請地ではネギの作付けを予定しています。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。 説明が終わりましたので7件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、7件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって7件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
議長	日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について。農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。 令和8年8月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹 申請は3件で、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料1ページに記載のとおりです。また、場所については資料2ページ以降に位置図を記載しておりますので、参照願います。 はじめに、1件目の申請は、木戸の畑1筆、1,046㎡です。 転用目的は、会社の資材置場及び駐車場です。農地の種別は、第1種農地に該当しますが、公共的な投資もされておらず、例外規定により転用見込みです。事業費は、土地の購入費と整地費となりますが、自己資金(会社資金)を予定しており、資金調達は問題ないと見込まれます。隣接農地所有者には、当該申請内容について説明済みです。工期は9月10日から9月30日の予定です。 次に2件目の申請ですが、横芝の畑1筆、866㎡です。 転用目的は、倉庫用地です。農地の種別は、第2種農地に該当します。土地改良区と協議済みで、雨水排水は地下浸透処理の予定です。事業費は、土地の購入費と倉庫建設費用となりますが、資金は自己資金(会社資金)を予定しており、資金調達は問題ない見込まれます。工期は9月11日から、翌年3月31日の予定です。 次に3件目の申請ですが、横芝の田1筆、198㎡です。 転用目的は、専用住宅用地です。農地の種別は、第3種農地に該当しま

	す。土地改良区との協議も完了しており、生活雑排水については町道の道路側溝へ放流予定で、占用許可を取得済みです。事業費は、土地購入費、整地費、住宅の建築費で、資金は借入金を予定しておりますが、金融機関の事前審査も完了しており、資金調達ができると見込まれます。 以上、議案第2号の説明でございます。
議長 4番	ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。はじめに、1件目の案件について、担当委員は私ですので説明します。4番 伊藤です。本件について現地を確認したところ、農地として利用されておらず、譲受人の会社の事業も順調なことから、資材置場及び駐車場の増設もやむを得ないと思われます。排水についても土地改良区との協議済みであり、周辺農地への影響も少ないことから転用について問題はないと考えます。よろしくをお願いします。
7番	説明が終わりましたので、1件目についての質疑を許します。
事務局	7番伊藤です。農地が荒れていて、周囲に影響が無ければ転用できるのでしょうか。
7番	荒れていれば転用できる、というものではありません。周辺に影響が少ないというのは要件になりますが、種別や位置、土地改良などを考慮して判断します。
事務局 議長	そうは言っても、現地の状況が分からないので転用を認めていいのか悪いのか判断できない。 そのために事務局と担当委員から説明をしておりますが。 この土地については申請者の自宅兼会社のすぐ傍にあり、申請者は自宅敷地を駐車場や資材置場に使っています。申請地は長年にわたって農地として使われておらず、一体的な広がりの方に位置していますので、転用の影響も少ないと考えます。
7番 事務局	ただいまの説明で分かりました。 次回から申請地の現況写真など、もう少し分かりやすい資料作成について検討いたします。
議長	他に質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって1件目については、原案のとおり許可相当として県知

議長 6 番	事に意見書を送付します。 次に、2 件目の案件について、担当委員の説明を求めます。 6 番 若梅です。本件について現地を確認したところ、農地として利用されておらず、譲受人は自社製品の保管スペース確保のため倉庫の増設が必要であり、排水について土地改良区との協議も済んでいることから、転用に問題ないと思われます。
議長	説明が終わりましたので、2 件目についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、2 件目についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって2 件目については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長 6 番	次に、3 件目の案件について、担当委員の説明を求めます。 6 番 若梅です。本件は、現地を確認したところ、町道沿いの住宅地の中にあり、周辺は住宅に囲まれている状況です。農地として利用されておらず、土地改良区との協議も済んでおり、転用に問題ないと思われます。
議長	説明が終わりましたので、3 件目についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了して、3 件目についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 全員賛成、よって3 件目については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。
議長	つづいて日程第4 議案第3号 令和8年度第5次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について上程します。事務局から議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	日程第4 議案第3号 令和8年度第5次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和8年度第3次農用地利用集積等促進計画(案)が提出されたので本会の意見を求める。 令和8年8月5日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 直樹 今回は6件です。1件目から5件目まで、利用権を設定する者が別々の

	方で、借り受けるものは同一の法人となっております。 1 件目、資料 1 ページを御覧ください。表上部の 1 行目に利用権を設定をする者（土地所有者）、3 行目に利用権の設定を受ける者（耕作者）が記載してあり、2 件目以降も同様です。 権利を設定する農地は、谷中の畑 1 筆 7 5 2 m²です。 2 件目、資料は 2 ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、木戸の畑 1 筆 1, 9 1 7 m²です。 3 件目、資料は 3 ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、谷中の畑 3 筆 合計 1, 3 8 0 m²です。 4 件目、資料は 4 ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、谷中の畑 2 筆 合計 2, 6 2 3 m²です。 5 件目、資料は 5 ページです。利用権を設定する者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、谷中の畑 1 筆 合計 2, 9 9 4 m²です。 1 件目から 5 件目の設定期間は、すべて認可の広告日から 5 年間です。面積の合計は、9, 6 6 6 m²になります。 6 件目、資料は 6 ページです。利用権を設定する者と権利の設定を受ける者は、記載のとおりです。権利を設定する農地は、於幾の畑 2 筆 計 1, 6 6 0 m²です。設定期間は、認可の広告日から 1 0 年間です。 申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項 2 号及び 3 号に規定されている農用地等の効率要件（耕作している農地に遊休農地がない）や、農作業の常時従事（年間 150 日以上）を満たしていると考えます。 以上、議案第 3 号の説明となります。
議長	ただいま、議案第 3 号の朗読並びに説明が終わりました。 議案第 3 号につきましては、耕作者ごとに採決いたします。はじめに、1 件目から 5 件目の質疑を許します
事務局	事務局から申し添えます。当該耕作者が従前から町内各地で集積を進めていることについて、作物によっては連作障害を防ぐため、農地を休ませるために代わりの農地が必要になること、耕作をしていない土地についてはそういう理由があるとのことです。 （質疑なし） 質疑ありませんので、質疑を終了し、1 件目から 5 件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長	(挙手全員) 全員賛成、よって1件目から5件目の案件については、原案のとおり決定しました。 続いて6件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし) 質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目から10件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
議長	(挙手全員) 全員賛成、よって2件目から10件目の案件について、原案のとおり決定しました。
事務局	以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。 以上をもちまして、令和8年8月第5回 農業委員会定例総会を閉会します。